

平成28年度第2回さいたま市商業等振興審議会

会議録

- 1 日 時 平成28年11月22日（火）午前11時00分～午後12時10分
- 2 会 場 市役所議会棟2階 第7委員会室
- 3 出席者 伊藤委員長、近藤副委員長、松野委員、守屋委員、日野委員、近藤委員、佐藤委員、渡邊委員、古川委員、井上委員（経済局長）
吉沢商工観光部長、矢作商業振興課長、高橋商業振興課副参事、斎藤係長、中村主任、松本主任、石田主任
浦和区総務課地域商工室荒木室長、岩槻区総務課観光経済室佐藤室長
- 4 会議の公開・非公開の別 公開（傍聴人は0人）
- 5 次第
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ・さいたま市商店会連合会からの要望書について
 - (3) 報告
 - ・さいたま市商業等の振興に関する条例の一部改正及び繁華街における商業環境の整備に関する指針の制定について
 - (4) その他
 - (5) 閉会

【議事概要】

- (1) 開会
- (2) 議事

伊藤委員長の議事進行により、守屋委員及び日野委員から「さいたま市商店会連合会からの要望書」の趣旨について説明があり、事務局より資料2～4に基づき商店街振興事業の内容等について説明があった。その後、質疑が行われた。

≪質疑・意見≫

(伊藤委員長)

今までの話を要約すると、商店会連合会からは、防犯とか地域のためにもやっていることなので、特に街路灯等についてももう少し補助して欲しいという要望かと思う。前回もこの話は出ていたと思う。

もう一点は、黒おび商店街について、県とか他の都市もやっていることなので、連携

してやれることについてもう少し考えられないか、ということ。

事務局からは、すでに予算査定に入っていることから今すぐの対応は難しいということで、今日伺ったお話しは来年度以降について検討していくことになろうかと思う。

商店街の街路灯の問題等、ご意見をいただいて今後配慮していくことになると思うので、議論が難しいと思うがご発言していただければと思う。

(渡邊委員)

市の外部監査人から補助率について指摘があったということで、外部監査人という重たい立場の方の発言が尊重されるわけだが、具体的にどういうことを指摘されたのか。

(事務局)

具体的には、平成21年に市で「補助金見直しメルクマール」というものを制定して、そこに「補助率は2分の1以下を基本とする」という記載がある。それに対して外部監査人から、その数字以上の補助金が見受けられるという指摘があった。

(渡邊委員)

基準を見直すか、基準内に収めるかということか。あらかじめ定められた基準を超えるのはよくないという指摘か。

(事務局)

そのとおり。

(日野委員)

街路灯についてだが、設置費用の2分の1は商店会が用意している。例えば、500万であれば各商店会が250万円を用意する、それに関して、以前あった、無償で3月31日まで貸付してもらえる制度はもう終わってしまったのか。

(事務局)

その制度はすでに終了している。

平成26年度に、国の補助金を活用して街路灯などの整備をする際に、国の補助金は年度末にならないと交付されないことから、国の補助金を得られるまでのつなぎの融資だった。国の補助金制度が終わってしまったので、今はないということである。

(日野委員)

商店会長が役員とともに保証人になって銀行からお金を借りるが、その間の金利もあるし会費の負担等になるのが現状。商店会は費用を半分負担したのに電気代も払っている。

街路灯は防犯で非常に役に立っていると思う。私が会長を務める商店会で街路灯を3日間消したところ、市役所に多くの苦情がいき、商店会には全くこなかった。市民の方は、街路灯は市が持っているものと思っている。

そういう現状であるので、以前に無償で融資してくれた制度があるわけだから、3月31日までだったら商店会が負担する分を融資してもらえる制度を考えていただきたい。現状、大宮商連では1600万円を無償の貸付で使っている。補助金を得られるまでということで、現在は2つくらいの商店会に600万円ほど融資していると思う。

会長、副会長も大変な中で保証人となり高い金利を払っているわけで、一時立替ということであればそんなに大きく予算が減るわけではないと思う。他の商店会でも必要だと思うので、検討していただきたい。

(近藤委員)

外部監査人について、補助金の補助率に関して指摘があったということだが、補助金は全て性質が違ったものだし、効果も当然違う。そういう状況でも補助率を2分の1に抑えなければならないのか。自治会の街路灯についても、当初は補助金制度かもしれないが、現在は全額市でやっているとのことで、商店街の街路灯も自治会と目的としては同じである。

補助率は現在2分の1だが、3分の2ではないというのは外部監査人の指導があるからなのか。また、これからの審議会での審議についてどう考えているのか教えて欲しい。

(事務局)

包括外部監査という制度が法に基づいてある。そこで補助金の関係も審議された。その中で包括外部監査人からいただいた報告というのは、補助金は足りない部分を補うというのが本来の趣旨であるということ。なかには4分の3なり全額補助しているケースもあり、事業費によって運営する場合と、個別のもので行政側が全額補助しなければならない場合があるが、稀である。

全て2分の1というわけではないが、原則2分の1であり、半分以上事業主体側が負担する中で、市も補うというのが補助金の在り方なので、そういう考え方で結果報告を受け、財政局長を通じて今年も6月に通達がきた。

ただ、単年度でやるような事業に4分の3対応しなければならないケースもある。そんな整理がされている。

(伊藤委員長)

原則2分の1で、いろいろな判断があるということだが、商店会は今相当苦しくなっている。そういう中で街路灯の整備・維持を全部商店会が負担するのは違うのではないかという疑問を持っていて、自治体等と一緒にやるとうことも考えていかなければならない、その仕組みを考えていかなければならないと感じた。各地で話題になっていることだと思う。

(事務局)

中期財政収支見通しで平成29年度は520億円ほど財源が不足する状況が想定される。補助金を増額してもらいたいという要請がある中で、すべてにお応えできないといった時に、例えば商業関係に関して言えばいろいろな事業に対する補助金があるので、この情勢の中ではここに重きを置いて欲しいというメリハリをつけるやり方も一つあると思う。

(伊藤委員長)

この議論は3、4回やっているし、時代も変わってきているので、そういうことも議

論していく必要があると思う。

商店会が儲かっている時はよかったが、ここ20年くらい商店会はずっと厳しいので、他の視点で負担を求めなければならないということだと思う。

(近藤副委員長)

補助金ももとをただせば税金。その税金をどこに投入するかという話で、市にとっては、税金を投入するからには効果が期待できるものに対して投資していこうという視点かと思う。

一方で財源が不足しているという傾向がある。効果的なところに、求められているところに財源を投じるわけだが、そういうところがどこなのだろうかと思う。キャンペーン事業もそうだし、どういう事業でも、商店会の方に対してもそうだし、お客様にとってもより効果的なことを求められている視点なのかと思った。

(井上委員)

おそらく今のままでは状況は中々変わらない。特にハードの部分で、防犯カメラの維持管理にもお金がかかるのであれば、街路灯にしても防犯カメラにしても将来的に維持管理の負担を誰がするかという問題はずっと出てきてしまう。そもそも商店会が持ちたいのか持ちたくないのかという論議をしっかりとる必要がある。

街路灯については、市が整備していてもお客さんを呼ぶには明るさが足りないため、他より明るくしたいという商店会の考えがあり、商店会として賑わいを創出するから費用の負担をしなければならないが、公共にも役立っているからどれくらい補助金を出すべきか、というところから始まったと思う。

だんだん時代も変わってきて、公共でやってほしい街路灯もあるという話の中で、自治会でやっているようなものは公共でやっており、補助金があるため自治会の負担はない。商店会として持つのではなくて、公共で明かりを確保して欲しいというものについて、商店会の街路灯がいるのかいないのか、そのかわり公共で明かりを確保するのかという論議だと思う。

商店会がこれからずっと維持すべきなのか、維持すべきものは商店会の負担をどうするかということになってくる。

(伊藤委員長)

商店会にだけで、やってもらっていていいのかとも思う。

(井上委員)

商店会としてこの街路灯は維持できないというものに対して、そこは今後明かりがなくなるといけないので公共がどうするのか。そのまま残して商店会だけではないところで負担していくのか。そのような仕組み作りをきちんと議論しないと、今後要望されて一時的に金額が上がったとしても、将来的に下がってしまう。2分の1という指標が普通だとなると、一時的に時勢で補助率が変わっても、維持管理となると最終的に2分の1になってしまうというのがルールになってしまうので、今後の街路灯の維持の在り方を論議しないといけない時期にきている。

商店会の方からしても、これはもう維持できないがそのまま残して他で管理してもらうのか、それとも撤去してその代り公共でその部分の街路灯を整備していくのか、一時的なものではないと思う。ここの部分を商店会がどうしても維持したいというのあれば、ここの部分は商店会のやるところではないというのもあると思う。一律街路灯ということではなくて、個別の話として考えていかないといけないと思う。

(渡邊委員)

いつも商店会の意見がでてくるが、補助費用の性格からすると、行政が街づくりにおいて何を優先するかというのが予算の配分だと思う。明るくて防犯に対してコミットされた街づくりをしていくのであれば、総額の割り振りだと思う。プロモーション的な助成に重きを置くのか、環境整備に重きを置くのかというのは、一度しっかり話し込む必要があると思う。予算は難しい問題だと思うが、何を削るのかという重点配分の話だと思う。

設備投資を一回やればランニングコストの問題もでるが、今はLEDだし、毎年技術革新で電気代も4分の1まで落ちているので、ランニングコストよりも初期投資の方がコスト的には重たいと思う。

何を先に優先的に予算枠のなかでやるのか議論を深めてもらいたい。

(伊藤委員長)

街づくりのやり方も変わってきているし、色々なことが絡んでくるのですぐ答えがでるとは思えないが、商店会と市でそういうことを勉強するなり、前向きに考えていくなりしてもらえればありがたい。

(事務局)

商業振興の観点にそれを負わせていいのかという議論もあると思う。防犯だとか、いわゆる市民生活の安全という視点から、整備していくというのも一方で出てくると思う。

井上委員の話にも通じると思うが、垣根をこえて商業振興という視点だけではなく、検討していかなければと思う。

(3) 報告

- ・さいたま市商業等の振興に関する条例の一部改正及び繁華街における商業環境の整備に関する指針の制定について

事務局より、資料5～7及び参考資料に基づき、さいたま市商業等の振興に関する条例の一部改正及び繁華街における商業環境の整備に関する指針の制定について報告を行い、次のとおり意見が述べられた。

(伊藤委員長)

要約すると、客引き等の問題があつて、それに対して条例が改正される等して、この後、推進員を配備していくということか。

(事務局)

そのとおり。

(井上委員)

今回の条例改正は客引き防止条例ではない。商業振興に関する条例の改正及び繁華街での商業環境の整備ということで、特に客引きと限定はしていないが、客引きを意識して改正している。条例に罰則規定がないので、これで客引きを制約できるわけではない。法的根拠でこの人を取り締まるとかはできない。県の迷惑防止条例は罰則規定があるので、あまりにつきまとうような客引きは罰則できるが、市の条例改正の中では、あくまで商業環境整備ということなので罰則はないし、客引きをやったとしてもせいぜい行政指導的な注意だけで、それによって取り締まることはできない。

今回条例改正が議会から出されたが、趣旨としては、将来的に客引き防止条例を制定するかもしれないので、その上で試行的にまず商業振興条例の改正をして、商店街や地元の方々の自助努力を促すようなことを市が支援するということである。

そのため、注意レベルなのであまり効力を発しないということになると、地域のご意見を聞きながら、客引き防止条例を制定することということを見据えなければいけないということである。

(伊藤委員長)

各地に行くと「この商店会は客引きをやっておりません」とう張り紙をしていることが多い。

(松野委員)

罰則する権限はなく、注意するだけなのか。

(井上委員)

罰則規定がないので、注意しても何がどうなるということでもない。

(古川委員)

飲食店の客引きとか、ぼったくりとかも絡んでくるのか。

(事務局)

今回の対象はぼったくりではなく、客引きとなっている。

(古川委員)

消費生活相談等をしていると時々ぼったくりの相談が入ってきて、一晩100万円とられたという話もある。今の状況では警察も取締りが難しいらしく、新宿の方だと条例があるので取締りができると聞いているので、そういうことにもつながっていくといいと思う。

(佐藤委員)

こういうのは進んでいくとよいと思う。

(日野委員)

南銀座が様々な問題を抱えているが、商店会の人たちが清掃とかを自主的にやっていることもあり、大分よくなってきている。行政からのバックアップがあればもっといい

と思うが、あまり締め付けると蕨市等のように商店会が委縮してしまっ無くなってしまふこともあるので、そのへんの調整が難しいと思う。年に二回くらいは、行政が市として地域を指定して、話し合いをするのも必要かと思う。

昨年度は、南銀座の客引きについてレポートを出してもらったが、よくできている。こういう風に考えているという一つの事例なので、もしあれば審議会で配布してもよいと思う。南銀座商店会は120店舗の若い人たちが頑張っている。大宮の商店街の中でも年齢でいえば非常に若い。未熟な面もあるが、見ているとよくなってきているのが現状である。

行政との懇談会も年に1回か2回やると、さいたま市全体でいいものが成り立つのではないかと思う。浦和も、大宮も、岩槻も、与野もあると思うので、その辺の主だった方々と話をさせていただくと様々な共通点や様々な意見等が出てくると思う。

(伊藤委員長)

さいたま市はいろいろな商店街があり商店街はカルチャーと思っているが、それが地方に行くとなんなこと言っていられないくらいシャッターが下りている。さいたま市ではそれぞれ個性があるという感じを受けているので、次にどうつなげていくかを議論してもらいたい。

これからの商店街をどうすれば良いかということで、最近はプレイスメイキングとか、商店街の中に色々埋め込んでいるようなことも始まっているし、リノベーションも始まっている。すぐに解決しないとは思いますが、今日話題になったこともうまく含めて議論していければと思う。

(井上委員)

今年の年末年始にむけて推進員をやろうと思っている。これはフィックスだとは思っておらず、今後様々な課題や意見が出たときに客引き防止条例の制定を見据えてやっていく過程のもの考えてもらいたい。

年末年始に自主的に活動している商店街もあるので、今回は公共としても支援する試みをしながら、振り返ってチェックし新たなものをと考えている。委員からもご意見を頂戴できれば思う。

(4) その他

(5) 閉会